

## 令和元年第1回邑南町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 令和元年5月8日（平成31年4月23日告示）  
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場  
 3. 開 会 令和元年5月8日（水） 午前10時41分  
           閉会 午後 5時26分

### 4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	植田 弘和
管財課長	小畑 芳秋	地域みらい課長	三上 直樹	財務課長	白須 寿
町民課長	種 由美	福祉課長	小笠原 誠治	農林振興課長	大賀 定
商工観光課長	日高 始	建設課長	上田 修	水道課長	三上 和彦
保健課長	口羽 正彦	会計課長	渡邊 庸子		
羽須美支所長	井上 義博	瑞穂支所長	川信 学		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	洲濱 浩敏	生涯学習課長	大橋 覚

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 柳川 修司 事務局統括課長補佐 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
5 番	宮田 博	7 番	大屋 光宏

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

# 令和元年第1回邑南町議会臨時会議事日程〔第1号〕

令和元年5月8日（水）午前10時30分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて

議案第7号 元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第8号 財産の取得について

議案第9号 令和元年度邑南町一般会計補正予算第1号について

日程第4 委員会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

発委第1号 邑南町議会委員会条例の一部改正について

発委第2号 邑南町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

# 令和元年第1回邑南町議会臨時会追加議事日程

令和元年5月8日（水）

追加日程第1 議長辞職の件

# 令和元年第1回邑南町議会臨時会追加議事日程

令和元年5月8日（水）

追加日程第2 議長の選挙

# 令和元年第1回邑南町議会臨時会追加議事日程

令和元年5月8日（水）

追加日程第3 議席の指定

# 令和元年第1回邑南町議会臨時会追加議事日程

令和元年5月8日（水）

追加日程第4 副議長辞職の件

# 令和元年第1回邑南町議会臨時会追加議事日程

令和元年5月8日（水）

追加日程第5 副議長の選挙

# 令和元年第1回邑南町議会臨時会追加議事日程

令和元年5月8日（水）

追加日程第6 議会広報特別委員会委員の辞任の件

追加日程第7 浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件

追加日程第8 議会改革特別委員会委員の辞任の件

# 令和元年第1回邑南町議会臨時会追加議事日程

令和元年5月8日（水）

- 追加日程第9 常任委員会委員の選任
- 追加日程第10 常任委員会委員長、副委員長の互選
- 追加日程第11 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第12 議会運営委員会委員委員長、副委員長の互選
- 追加日程第13 特別委員会委員の選任
- 追加日程第14 特別委員会委員長、副委員長の互選
- 追加日程第15 邑智郡総合事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第16 邑智郡公立病院組合議会議員の選挙
- 追加日程第17 江津邑智消防組合議会議員の選挙

# 令和元年第1回邑南町議会臨時会会議録

令和元年5月8日（水）

—— 午前10時41分 開会 ——



## 開会宣告

●山中議長(山中康樹) 定足数に達しておりますので、ただ今から、令和元年第1回、邑南町議会臨時会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。



## 日程第1 会議録署名議員の指名

●山中議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。5番宮田議員、7番大屋議員、お願いをいたします。



## 日程第2 会期の決定

●山中議長(山中康樹) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日5月8日の1日限りといたしたいと思っております。これにご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日5月8日の1日限りと決定いたしました。



## 日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

(議案の上程)

●山中議長(山中康樹) 日程第3、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議

案第1号、専決処分の承認を求めることについてから、議案第9号、令和元年度邑南町一般会計補正予算第1号についてまで、以上、9議案を一括上程いたします。執行部から提案理由の説明を求めます。

~~~~~○~~~~~

(提案理由説明)

○石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第1号から議案第2号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第1号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、地方税法等の改正に伴い、邑南町税条例等の一部改正を専決処分したものでございます。次に、議案第2号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、関係法令の改正に伴い、邑南町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ、担当課長から、説明させますので、よろしく願いいたします。

○白須財務課長(白須寿) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 白須財務課長。

○白須財務課長(白須寿) 議案第1号専決処分の承認を求めることについて、邑南町税条例等の一部改正についてご説明いたします。この度の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、このうち4月1日から施行されたもの及び6月1日施行日のものにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日に専決処分により改正したものでございます。それでは、新旧対照表に基づいて、主要な改正点について要旨をご説明いたします。新旧対照表1ページをお開きください。改正文第1条による改正でございます。改正後をご覧ください。(寄附金税額控除)第34条の7は、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とする等、法の改正に伴う規定の整備でございます。次に、附則でございます。(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)附則第7条の3の2第1項は、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の拡充及び法の改正に伴う規定の整備でございます。2ページをお開き下さい。2ページ改正前の第2項は、住宅借入金特別税額控除に係る申告要件の廃止に伴い削除し、改正前の第3項を繰り上げて第2項に改正するものでございます。3ページをお開き下さ

い。（寄附金税額控除における特例控除額の特例）附則第7条の4は、法の改正に伴う規定の整備でございます。（個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）附則第9条は、申告特例の対象を特例控除対象寄附金とする等、法の改正に伴う規定の整備でございます。5ページをお開き下さい。附則第9条の2も同じく法の改正に伴う規定の整備でございます。（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）附則第10条の2は、法の改正に伴い対応する条項の整備でございます。6ページをお開き下さい。（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）附則第10条の3は、第6項から7ページの第8項、8ページ第10項、第11項まで、政令改正等に伴う政令対応条項の整備でございます。9ページをご覧ください。（軽自動車税の税率の特例）附則第16条は法改正に伴い軽自動車税のグリーン化特例について改正するもので、第1項は、税額が加算される重課の適用を平成31年度に限ったものとする改正、改正前の第2項から11ページ第4項は税額が軽減される平成29年度分の軽課の規定でございますが、これを削除する改正、第5項から12ページ第7項は3項ずつ繰り上げ、軽課の表を追加し、法の改正に伴う規定の整備をするものでございます。13ページをお開き下さい。（軽自動車税の賦課徴収の特例）附則第16条の2は、附則第16条の改正に伴う規定の整備でございます。14ページをお開き下さい。14ページは改正文第2条による改正でございます。（軽自動車税の環境性能割りの税率の特例）附則第15条の6第2項は、税率を1%減とする臨時的軽減措置について「当分の間」とする改正及び法改正に伴う規定の整備でございます。15ページをお開き下さい。15ページは改正文第3条による改正でございます。平成30年改正条例第1条は、法改正に伴い所要の規定の整備を行うものでございます。16ページをお開きください。第48条に第13項から18ページの第17項までの5項を追加するものでございます。これは、大法人に対する電子申告の義務化に伴い、電子情報処理組織を使用することが困難な場合の、申告書等の提出方法の柔軟化措置について規定するものでございます。19ページ附則第1条、第2条は、第48条に5項追加することに伴う所要の規定の整備でございます。以上、新旧対照表を終わりました、改正文の6枚目の附則にお戻りください。附則第1条では、改正条例の施行期日を平成31年4月1日としております。ただし書きで、改正条例第1条中邑南町税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、施行期日を平成31年6月1日としております。附則第2条は、町民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は軽自動車税に関する経過措置を規定しております。以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○種町民課長(種由美) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 種町民課長。

○種町民課長(種由美) 議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、邑南町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成31年3月29日付けで公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日に専決処分により改正したものでございます。それでは、改正内容を新旧対照表に基づいてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。1ページから2ページ目にかけての第2条第2項は、基礎課税額についての規定でございます。課税限度額の見直しがなされ、ただし書きで基礎課税額に係る課税限度額を定めておりますが、2ページ目をご覧ください、現行58万円から3万円引き上げ、61万円とするものでございます。続きまして、第23条でございますが、国保税の軽減措置の対象となる世帯の軽減後の課税額についての規定でございます。第2条と同じく、基礎課税額に係る課税限度額を現行58万円から61万円に改正するものでございます。同条第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得についての規定でございます。その算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行27万5千円から28万円に引き上げるものでございます。次に、同条第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得についての規定でございます。その算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行50万円から51万円に引き上げるものでございます。今回の改正につきましては、高所得層に負担を求めることで、中間所得層の負担軽減につなげるものでございます。それでは、条例の改正文にお戻りください。附則でございますが、施行期日は平成31年4月1日とし、適用区分は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

○石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第3号から議案第6号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第3号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、平成30年度邑南町一般会計補正予算第11号により、歳入歳出それぞれ6千125万3千円を減額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第4号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第6号により、歳入歳出それぞれ1千371万9千円を減額することについて、専

決処分したものでございます。次に、議案第5号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会補正予算第7号により、歳入歳出それぞれ993万4千を減額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第6号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、平成30年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第4号により、歳入歳出それぞれ36万6千円を追加することについて、専決処分したものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○白須財務課長(白須寿) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 白須財務課長。

○白須財務課長(白須寿) 議案第3号専決処分の承認を求めることについて、平成30年度邑南町一般会計補正予算第11号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ6千125万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を119億2千248万3千円としたものでございます。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額につきましては、2ページから4ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載しております。なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の方でご説明申しあげます。第2条地方債の補正でございますが、5ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。事業費の確定に伴う限度額の補正となっております。表の上の方から、過疎地域自立促進特別事業債以下6ページにかけ、事業費の最終見込み額により、それぞれ増減しております。6ページの上から3行目の現年発生農業用施設補助災害一般単独災害復旧事業債以外は全て減額でございます。以上、変更分合計は3千900万円減額の7億3千780万円、補正後の地方債合計額は14億7千265万2千円でございます。次に補正予算の内容を予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。予算に関する説明書の4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。主なもののみ説明させていただきます。1款町税でございますが、1項町民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、4項市町村たばこ税及び6ページの5項入湯税を収納実績に基づく最終見込み額によりそれぞれ追加及び減額をしております。6ページでございます。2款地方譲与税、3款利子割交付金、8ページの4款配当割交付金及び5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、交付額の確定による補正でございます。8ページをご覧ください。8ページ、6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金を追加としております。9款地方交付税は、特に特別交付税を5千782万8千円減額としております。減額の理由は地域おこし協力隊員の人数の減などで、3月22日に総務省において配分額が決定されたものでございます。10ページをお開きください。10款

交通安全対策特別交付金につきましては、交付額の確定による減額でございます。12款使用料及び手数料1項使用料のうち8目土木使用料は、公営住宅使用料の確定による減額でございます。12ページをお開きください。13款国庫支出金2項国庫補助金の2目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金のうち、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の追加は、住民基本台帳システムの改修に係る事業費の確定に伴うものでございます。16ページをお開きください。14款県支出金2項県補助金の6目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち、農地耕作条件改善事業費補助金の減額は、受益者による事業取り下げによるものでございます。同じく14款県支出金2項県補助金の11目災害復旧費県補助金1節農林水産施設災害復旧費のうち、林道施設災害復旧費補助金の追加は、事業費の確定に伴うものでございます。18ページをお開きください。16款寄付金1項寄付金の1目一般寄付金2節ふるさと寄付金の減額は、寄付金額の確定によるものでございます。17款繰入金2項基金繰入金のうち1目財政調整基金繰入金につきましては、不足する財源確保ため5千373万1千円を追加するものでございます。22ページをご覧ください。19款諸収入5項雑入の2目雑入4節他団体補助金の三江線代替交通運営費用協力金は、予定していた三江線代替交通確保・維持協議会における配分方法や配分額の決定ができなかったことにより減額するものでございます。20款町債でございますが、先ほど第2表地方債補正のところでご説明申しあげたとおりでございますので説明は省略させていただきます。次に、歳出を説明させていただきます。26ページをお開きください。今回の補正につきましては、主に、国県支出金及び地方債などの対象事業の決算見込みに伴い、財源の更正または事業費の減額補正を行ったものでございます。主なもののみ説明させていただきます。2款総務費1項総務管理費の1目一般管理費は、ふるさと基金管理費事業費の確定に伴い追加と減額をするものでございます。28ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費の7目介護保険事業費は、事業費の確定により邑智郡総合事務組合負担金を減額するものでございます。30ページをお開きください。3款民生費2項児童福祉費の3目児童福祉施設費は、東光保育園改築事業費の確定により補助金を減額するものでございます。34ページをお開きください。6款農林水産業費1項農業費の5目農地費のうち、017農地耕作条件改善事業費は、歳入の県支出金でもご説明いたしましたが、事業取り下げにより減額、また、018森実別所地区地籍調査業務は、事業費の確定により委託料を減額するものでございます。36ページをお開きください。7款商工費1項商工費の2目商工業振興費は、001農林商工等連携サポートセンター事業費は、地域おこし協力隊起業支援補助金の確定により減額するものでございます。38ページをお開きください。8款土木費4項住宅費の3目住宅政策費のうち、001空き家改修事業費、002集落振興対策費助成事業費は、補助金の確定により減額するものでございます。9款消防費1項消防費の1目常備消防費でございますが、江津邑智消防組合の構成市町負担金の確定により減額するものでございます。同じく9款消防費1項消防費の3目消防設備

費のうち005防火水槽設置事業費は、事業費の確定により工事請負費を減額するものでございます。42ページをお開きください。42ページから45ページまでの11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費は、事業の確定に伴う財源更正及び事業費の減額でございます。以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○種町民課長(種由美) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 種町民課長。

○種町民課長(種由美) 議案第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1千371万9千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ14億3千406万8千円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。5款県支出金、2項の県補助金でございますが、2目保険給付費等交付金につきましては、確定に伴い580万2千円減額でございます。続きまして、9款繰入金、1項の基金繰入金でございますが、623万7千円減額、これは特別交付金の増額に伴うものでございます。次に、2項の他会計繰入金につきましても、助産費等繰入金が歳出の確定により、168万円減額でございます。次に、6ページをお開きください。歳出でございます。2款保険給付費1項の療養諸費でございますが、2目の退職被保険者等療養給付費は医療費の減少により1千125万7千円減額、その他は財源更正でございます。同じく次の2項の高額療養費におきましても財源更正でございます。次に、8ページをお開きください。中程にあります3項、助産諸費につきまして、252万円減額でございます。これは、出産育児一時金として10人分の予算に対し、実績は4人で行ったので、減額するものでございます。次に、10ページをお開きください。9款諸支出金の3項繰出金は、直営診療所事業特別会計繰出金でございます。特別調整交付金のうち、へき地直営診療所運営費分が5万8千円増額になりましたので、同額を繰出金に計上しております。以上でございます。

続きまして、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて。平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第7号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ993万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7千334万4千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の区分及び金額につきましては、2ページから3ページ

の第1表歳入歳出予算補正に記載しております。なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書でご説明申し上げます。第2条地方債の補正でございますが、4ページをお開きください。第2表地方債の補正でございます。事業費の確定に伴う限度額の補正となっております。変更分として、医療用機器整備事業債の限度額4千130万円を670万円減額し、3千460万円とするものでございます。次に、石見地域診療所整備事業債でございます。限度額1億6千150万円を350万円減額し、1億5千800万円とするものでございます。地方債限度額の合計でございますが、変更分の合計1千20万円を減額して1億9千260万円でございます。次に、補正予算の内容を予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。予算に関する説明書、4ページをお開きください。はじめに歳入でございます。3款県支出金2項県補助金でございますが、事業費の確定に伴い73万6千円減額でございます。次に、4款繰入金2項他会計繰入金でございますが、阿須那及び矢上診療所の運営費補てん分として、94万4千円増額、特別調整交付金を5万8千円増額、合計百万2千円の増額でございます。続いて、7款1項町債でございますが、事業費確定に伴い、1千20万円減額するものでございます。6ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費1項施設管理費でございますが、阿須那診療所の医療用機器整備事業費の確定に伴い39万2千円減額でございます。次に、2款1項の医業費でございます。阿須那診療所の薬剤費を実績に基づき、百万円減額でございます。続いて、3款1項施設整備費でございますが、矢上診療所の建設事業の完了等に伴い854万2千円減額でございます。以上でございます。

続きまして、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて。平成30年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第4号について、ご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ36万6千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ3億7千69万7千円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書でご説明申し上げます。4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。1款1項、後期高齢者医療保険料でございますが、1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料合わせて、36万6千円の増額でございます。

次に、6ページをお開きください。歳出でございます。2款、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料等負担金として36万6千円増額でございます。以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第7号の提案理由をご説明申し上げます。議案第7号元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、これは、改元に伴う関係条例の整備をおこなうための制定でございます。詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○植田総務課長(植田弘和) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 植田総務課長。

○植田総務課長(植田弘和) 議案第7号、元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。この条例は、5月1日から元号が平成から令和に改められた事に伴い、改める必要のある平成の表記を令和に一括改正するためのものでございます。条文を見ていただきますと、条文にありますように改正する条例は、15ございまして、第1条邑南町税条例の一部改正から3枚めくっていただきまして第15条消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正まででございます。いずれも平成31年5月1日以降の日付け又は平成32年度以降の年度の表記になっているものを、令和元年、令和2年度等の表記に変更したものとなっております。なお、施行日は公布の日からとしております。以上、元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

○石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第8号の提案理由をご説明申し上げます。議案第8号、財産の取得についてでございますが、これは小型動力ポンプ付積載車1台を購入しようとするものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○植田総務課長(植田弘和) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 植田総務課長。

○植田総務課長(植田弘和) 議案第8号、財産の取得についてご説明いたします。これは

邑南町消防団第8分団第1部の小型動力ポンプ付き積載車につきまして、更新時期を迎えたため更新するものでございます。取得物品は小型動力ポンプ付き積載車、数量は1台、取得の目的は老朽化に伴う消火活動用の小型動力ポンプ付き積載車の再整備、取得の方法は指名競争入札、取得金額は1千256万4百円、取得の相手方は島根県邑智郡川本町大字因原519番地3、株式会社スエヒロ島根営業所所長寺本裕二氏でございます。なお、4月25日に指名競争入札を行い、同日付けで仮契約を締結しております。以上、財産の取得をしたいので、地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第9号の提案理由をご説明申し上げます。議案第9号、令和元年度邑南町一般会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ1億4千10万6千円を減額するものでございます。詳細につきましては、財務課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○白須財務課長(白須寿) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 白須財務課長。

○白須財務課長(白須寿) 議案第9号、令和元年度一般会計補正予算第1号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1億4千10万6千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を113億1千489万4千円とするものでございます。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額につきましては、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しております。防災無線更新事業にかかるものでございますが、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の方でご説明申しあげます。以下、第2条で債務負担行為、第3条で地方債の補正がございます。4ページをお開きください。第2表債務負担行為でございます。防災無線更新事業費にかかる債務行為を、令和2年度に、2億8千116万円を限度額として設定するものでございます。5ページをお開きください。第3表地方債補正でございます。防災行政無線整備事業債を1億4千60万円減額し、1億9千240万円とするものでございます。補正後の地方債総額は12億8千255万2千円でございます。次に補正予算の内容を予算に

関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。予算に関する説明書の4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、不足する財源確保ため49万4千円を追加するものでございます。21款町債でございますが、先ほど第3表地方債補正のところでご説明申しあげましたとおりでございますので説明は省略させていただきます。6ページをお開き下さい。歳出でございますが、今回の補正は防災無線更新に係る事業を令和元年度と令和2年度の2か年で行うにあたり、令和元年度において、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費のうち、事務費にあたる共済費62万6千円、賃金390万8千円、需用費56万円追加し、工事請負費を1億4千520万円減額し1億8千744万円とするものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

●山中議長(山中康樹) 以上で、執行部から提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

(議案の質疑)

●山中議長(山中康樹) これより、質疑に入ります。議案第1号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第1号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第2号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第2号に対する質疑を終わります。次に議案第3号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。議案第3号に対する質疑はありませんか。ありませんか。

●三上議員(三上徹) 議長。

●山中議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) 先ほど説明を受けましたけれど、23ページの三江線代替交通運営費の協力金というが1千3百万も減額されております。これが歳入でございますので、予算を立てる際にどうゆう項目があつて、それが何が違つたのでどうなつたかとか、あるいはこれが歳出のどの部分にあたるのか、もすこし詳しくお願いをいたします。

○三上地域みらい課長(三上直樹) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 三上地域みらい課長。

○三上地域みらい課長(三上直樹) 三江線代替交通運営費協力金の減額についてのご質問でございます。これは、沿線6市町と広島・島根両県が構成をしております協議会の方に運営費の助成ということでJRの方から支援金が入っておりますが、これを本来ですと代替交通の運営費の赤字に補填するということで特定財源としてその他ということで当初は予算化をしておりました。ただ、色々と検討を重ねた結果3月議会において一般財源ということで財源の更正をさせていただいております。その事とは別に、協議をずっと続けて参りましたが結局6市町への配分額と配分方法ということが、実は年度末時点で全く提案をされませんでした。現在も調整中でございますけれども、未だにその配分額・配分方法というのが決定をしていないという現状がございます。財源としては一般財源として、寄附金としてもらうということになっておりますけれども、特定財源化することは3月議会においてやめております。全く入ってこないということはない訳でございますけれども、協議会における決定がし次第新年度において確定した額は入ってくるものと見込んでおります。

●三上議員(三上徹) 議長。

●山中議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) ということは、一応は協議会には入つては来とるんだけれども配分方法が分からないので、そこにストックされておるといふことでよろしゅうございますか。はい。

●山中議長(山中康樹) その他ありませんか。

●大屋議員(大屋光宏) 7番。

●山中議長(山中康樹) 7番、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) ページ18, 19の財政調整基金繰入金についてお願いします。総額予算を減額したうえで財源不足が生じるということですので、歳入の大幅な減があったんだと思います。歳入が大きく減った理由を、歳入不足が生じた大きな原因を教えてください。併せて、財政調整基金を結果として1億2千474万円取り崩すこととなると思うんですが、4月1日現在、取り崩した後で結構ですので結果として財政調整基金はいくらあるのかを教えてください。

○白須財務課長(白須寿) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 白須財務課長。

○白須財務課長(白須寿) まず、財政調整基金を大きく取り崩すことになった理由でございますが、一つは地域おこし協力隊の人数が大幅に減員となったこと、それと地方交付税がですね大幅に減額になっております。先ほど申しました地域おこし協力隊分が減額したこと、それと全国的な災害の方に地方交付税の配分が回ったということで邑南町分が減少になったこと。それから去年は地方交付税の中に除雪費の関係で十分な算定がされておったわけでございますが、今年は除雪の回数も少なくその回数が減ったこと、そういった要因が、それと先ほどの三江線代替交通の支援費の減そういったものがあげられております。それと、基金の残額でございます。この度の、令和元年度の第1号補正、この後の基金残額でございますが、財政調整基金でございますが、3億7千191万8千464円の見込みとなっております。以上でございます。

●山中議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) 年度末の専決処分で財源不足が生じるということは、非常に珍しいことなんだと思います。残高がどれだけあって、本年度の当初予算で財政調整基金取り崩してますので心配しましたが、3億円あまりあるんだと思います。後は町長か副町長に聞きたいんですが、財政調整基金というのはこのように財源不足が生じた時の財源とする場合もありますし、先ほどあったとおり収入見込みが年度をまたぐとかずれるってことで運転資金の代わりのような形で一時的に崩すけど又戻す見込みがあるってことで色んな意味での調整基金なんだと思うんですが、100億を超える一般予算の中で3億程度の財政調整基金っていうのは充分なのか、もうちょっとないと運転資金の確保とか年度ごとの財源不足の調整に

は不安なのか。年々下がってきて今3億ちょっとというの、どおゆう見方をされているかを教えてください。

●山中議長(山中康樹) 大屋議員。

●日高副町長(日高輝和) は、まあ財政調整基金がですねこうやって目減りをしているというのはちょっと心配をしているところはございます。まあ、財務省等の検討の中で財政調整基金をすごく多く積んでいる自治体についてはですね、実際にはされておりませんが、交付税の関係で配分を見直す等もされる中で、あまり財政調整基金を積むというところに躊躇している点もございました。それと、予算規模に対してどの程度の金額が妥当かというところが、まだ決められたものはございません。まあそういう中で財政調整基金は3年くらい前は6億ぐらいで推移をしておったと思います。決算の段階で、余剰金が出た場合にですね、主に財政調整基金あるいは減債基金に積んで予算を立てておりますけれども、今後余剰金が出た場合に少し財政調整基金を少し増やしていくということは検討していきたいと思えます。ただ、他の基金もございますので財政運営上3億だからできないということはないというふうに考えております。

●山中議長(山中康樹) 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第3号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第4号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第4号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第5号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第5号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第6号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第6号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第7号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第7号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第8号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第8号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第9号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第9号に対する質疑を終わります。以上で、議案の質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

(議案の討論、採決)

●**山中議長(山中康樹)** これより、討論、採決に入ります。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、議案第1号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第2号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第3号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第3号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第3号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり決承認することに決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第4号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第4号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第4号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第5号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第5号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第5号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第6号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第6号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第6号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第7号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第7号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第7号、元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第8号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第8号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第8号、財産の取得につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第9号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第9号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第9号、令和元年度邑南町一般会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 委員会提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決

(発委第1号)

●山中議長(山中康樹) 日程第4、委員会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。発委第1号、邑南町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。提出者からの趣旨説明を求めます。

●大屋議会運営委員長(大屋光宏) 議長。

●山中議長(山中康樹) 大屋議会運営委員会委員長。

●大屋議会運営委員長(大屋光宏) 発委第1号。令和元年5月8日。邑南町議会議長山中康樹様。提出者議会運営委員会委員長大屋光宏。邑南町議会委員会条例の一部改正について。上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第13条第3項の規定により別紙のとおり提出します。提案内容につきましては、最終ページの新旧対照表をご覧ください。3月議会におきまして課の統廃合に伴い、各委員会の所管を変更しました。その後、再度見直した結果、現行の産業建設常任委員会にありません固定資産評価審査委員会につきましては、財務課との関係が深いということで、総務教民常任委員会の所管とすることがふさわしいだろうということでこの度改めて改正をするものです。併せまして、前回は課の区切りを中点で統一をしましたが、条例は句読点の読点と及び並びという言葉で整理すべきでしたので、その文言を使いまして整理し直しました。全部下線が引いてあるとおり、表すべてを一括改正するというご希望をしたいと思います。1ページ戻っていただきまして附則としてこの条例の施行は公布の日からとしております。よろしくご希望をいたします。

●山中議長(山中康樹) 以上で、提出者からの説明は終了しました。これより、発委第1号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、発委第1号に対する質疑を終わります。

●山中議長(山中康樹) これより、討論に入ります。討論は、反対討論からはじめ、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、発委第1号に対する反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発委

第1号に賛成の方の挙手を求めます。

●**山中議長(山中康樹)** はい、全員賛成。したがって、発委第1号、邑南町議会委員会条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(発委第2号)

●**山中議長(山中康樹)** 発委第2号、邑南町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を議題といたします。提出者からの趣旨説明を求めます。

●**大屋議会運営委員長(大屋光宏)** 議長。

●**山中議長(山中康樹)** 大屋議会運営委員会委員長。

●**大屋議会運営委員長(大屋光宏)** 発委第2号。令和元年5月8日。邑南町議会議長山中康樹様。提出者議会運営委員会委員長大屋光宏。邑南町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第13条第3項の規定により別紙のとおり提出します。提案理由及び改正内容につきましては、最終ページの新旧対照表をご覧ください。この度の改正につきましては、町の職員並びに特別職の方につきましては期末手当を6月と12月の支給割合を平準化するという事で改正をされました。議会につきましては、従来どおり6月は100分の157.5、12月は100分の167.5で変更しないということでこの度の条例改正をするものです。現行の第2項を見ていただければ、二段目の所に邑南町職員の給与に関する条例の規定によりということで引用をしておりますが、引用ができなくなりますので改正を行うものです。改正内容につきましては、引用した文言をすべて条例内に含めるということで第4条の第1項として6月1日及び12月1日を基準日として支給するという事、第2項におきまして支給割合並びに在職期間における支給割合について規定をしております。第3項で期末手当の基礎額につきましては今までは100分の10の割合を乗じて得た額を加算した額という表現が難しかったところを、100分の110を乗じた額と改正をしております。今回の改正におきまして、議員の期末手当につきまして支給割合、支給方法などに変更が生じるものではありません。よろしくお願いをいたします。

●**山中議長(山中康樹)** 以上で、提出者からの説明は終了しました。これより、発委第2号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、発委第2号に対する質疑を終わります。

●山中議長(山中康樹) これより、討論に入ります。討論は、反対討論からはじめ、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、発委第2号に対する反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発委第2号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、発委第2号、邑南町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで休憩とさせていただきます。再開は午後1時15分といたします。

●山中議長(山中康樹) 一言この場をお借りいたしまして皆様方にご挨拶申し上げます。議会の申し合わせによりまして、この後口頭によりまして副議長のほうに議長辞職の願いを出させていただきます。この2年間議会運営に関しまして、議員各位の皆様を始め、執行部の皆様におかれましては、ご協力、ご指導賜りましてまことにありがとうございました。以上で休憩に入ります。

—— 午前11時55分 休憩 ——

—— 午後 1時17分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

#### 日程の追加 副議長発議

●清水副議長(清水優文) 再開をいたします。先ほど、山中議長より議長の辞職願いが

なされました。したがって、私が議長の職を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。ここでお諮りをいたします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、議題にいたしたいと思ひます。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●清水副議長(清水優文) 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定をいたしました。地方自治法第117条の規定により、山中議長は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(山中議長、退場)

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第1 議長辞職の件

●清水副議長(清水優文) 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。山中康樹氏の議長の辞職を許可することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●清水副議長(清水優文) 異議なしと認めます。したがって、山中康樹氏の議長の辞職を許可することに決定をいたしました。ここで、山中議員の入場を許可いたします。

(除斥議員入場)

●清水副議長(清水優文) 山中議員にお知らせをいたします。あなたより出されておりました議長の辞職願ひは許可されましたのでお伝えをいたします。ここで暫時休憩とさせていただきます。議員の皆さんは第2委員会室へお集まりください。

—— 午後 1時18分 休憩 ——

—— 午後 1時45分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

### 日程の追加 副議長発議

●**清水副議長(清水優文)** 再開をいたします。議長の辞職により、議長が欠員となりました。お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**清水副議長(清水優文)** 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行うことに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第2 議長の選挙

●**清水副議長(清水優文)** 追加日程第2、議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めます。

●**清水副議長(清水優文)** ただ今の出席議員数は15名でございます。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人は2名とし、4番和田議員、6番漆谷議員を立会人に指名いたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**清水副議長(清水優文)** 異議なしと認めます。したがって、立会人に、4番、和田議員、6番、漆谷議員を指名いたします。それでは、投票用紙の配布をいたします。

●**清水副議長(清水優文)** 念のために申しあげますが、投票は単記無記名でございます。投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

●**清水副議長(清水優文)** 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

●**清水副議長(清水優文)** 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順番に投票してください。それでは記載をお願いします。

●**清水副議長(清水優文)** それでは、事務局長が議席番号と氏名を呼びあげますので、順番に投票してください。

○**柳川議会事務局長(柳川修司)** 1番大和議員、2番瀧田議員、3番平野議員、4番和田議員、5番宮田議員、6番漆谷議員、7番大屋議員、8番中村議員、9番日野原議員、11番辰田議員、12番亀山議員、13番石橋議員、14番三上議員、15番山中議員、10番清水議員。

●**清水副議長(清水優文)** 投票漏れは、ありませんか。

(「なし」の声あり)

●**清水副議長(清水優文)** 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。これより、開票を行います。4番、和田議員、6番、漆谷議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

●**清水副議長(清水優文)** 選挙の結果を報告いたします。投票総数15票、有効投票15票、無効投票0票です。有効投票のうち、清水議員5票、石橋議員3票、山中議員7票、以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は4票でございます。したがって、山中議員が議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

●**清水副議長(清水優文)** ただいま議長に当選されました山中議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。山中議員、あなたが邑南町議会議長に当選されました。ここで新議長に承諾のご挨拶をお願いいたします。

●**山中議長(山中康樹)** 先ほど議長選挙におきまして議員各位の多数の皆さま方からご推挙賜りましてまことにありがとうございました。私も、先ほど申しましたように前例にないやり方で立候補させていただきました。しかしながら、先ほど申しましたようにこの2年か議員の皆さまのお力をいただきながら議会改革をこれ一層にやっていくということと、もう一点につきましては、事務組合で今揉めております色んな事につきましても事務組合だけでなし、やはり邑南町議会に持ち帰りここでの審議ということもやはり考えていかにゃいけんのように色々今胸の中は精査しておるところでございます。大変ありがたく受けさせていただきます。ありがとうございました。

●**清水副議長(清水優文)** 以上をもちまして、議長としての職務はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。ここで暫時休憩とさせていただきます。

—— 午後 1時58分 休憩 ——

—— 午後 2時10分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

### 日程の追加 議長発議

●**山中議長(山中康樹)** 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。先ほどの、議長の選挙に伴い、申し合わせにより、議席の指定をする必要が生じました。これを日程に追加し、追加日程第3として、議題にいたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。したがって、議席の指定を日程に追加し、追加日程第3として、議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第3 議席の一部変更

●**山中議長(山中康樹)** 追加日程第3、議席の指定を行います。議席は、会議規則第3条第3項の規定により、議長において、ただいま着席されておりますとおり議席に指定をいたします。ここで暫時休憩とさせていただきます。

—— 午後 2時11分 休憩 ——

—— 午後 2時11分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

### 日程の追加 議長発議

●山中議長(山中康樹) 再開をいたします。先ほど、清水副議長より口頭をもって、副議長の辞職願いがなされました。ここでお諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として議題にいたしたいと思っております。これに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第4 副議長辞職の件

●山中議長(山中康樹) 追加日程第4副議長辞職の件を議題といたします。地方自治法第117条に、規定によって、清水副議長は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(清水副議長、退場)

●山中議長(山中康樹) お諮りをいたします。清水優文氏の副議長の辞職を許可することに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、清水優文氏の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。ここで清水議員の除斥を解きます。

(除斥議員入場)

●山中議長(山中康樹) 清水議員にお知らせをいたします。あなたより出されておりました副議長の辞職願いは許可されましたのでお伝えをいたします。ここで暫時休憩とさせていただきます。議員の皆さんは、第2委員会室へお集まりください。

—— 午後 2時15分 休憩 ——

—— 午後 2時21分 再開 ——



### 日程の追加 議長発議

●**山中議長(山中康樹)** 再開をいたします。先ほど、清水副議長より副議長の辞職願いがなされました。お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として、選挙を行いたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として、選挙を行うことに決定をいたしました。



### 追加日程第5 副議長の選挙

●**山中議長(山中康樹)** 追加日程第5、副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場の出入口を閉鎖します。

(議場を閉鎖)

●**山中議長(山中康樹)** ただ今の出席議員数は15名でございます。お諮りをいたします。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人は2名とし、8番、中村議員、9番、日野原議員を立会人に指名いたしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。したがって、立会人に、8番中村議員、9番日野原議員を指名いたします。それでは、投票用紙の配布をいたします。

(投票用紙を配布)

●**山中議長(山中康樹)** 念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

●山中議長(山中康樹) 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順番に投票してください。それでは記載をお願いします。

●山中議長(山中康樹) それでは、事務局長が議席番号と氏名を呼びあげますので、順番に投票してください。

○柳川議会事務局長(柳川修司) 1番大和議員、2番瀧田議員、3番平野議員、4番和田議員、5番宮田議員、6番漆谷議員、7番大屋議員、8番中村議員、9番日野原議員、10番清水議員、11番辰田議員、12番亀山議員、13番石橋議員、14番三上議員、15番山中議長。

●山中議長(山中康樹) 投票漏れは、ありませんか。

(「なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。これより、開票を行います。8番中村議員、9番日野原議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

●山中議長(山中康樹) 選挙の結果を報告いたします。投票総数15票、有効投票15票、無効投票0票です。有効投票のうち、中村昌史氏7票、大屋光宏氏3、日野原利郎氏4票、石橋議員1票、以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は4票でございます。

●山中議長(山中康樹) したがって、中村議員が副議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く。)

●山中議長(山中康樹) ただいま副議長に当選をされました中村議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

中村議員、あなたが邑南町議会副議長に当選をされました。ここで、新副議長に承諾のご挨拶をお願いいたします。

●**中村副議長(中村昌史)** 失礼をいたします。突然のご推挙で大変戸惑っておりますが、ご推挙いただきましたからには山中議長を補佐して邑南町議会の発展のために尽くしていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

●**山中議長(山中康樹)** 以上で、新副議長の就任の挨拶を終わります。ここで、暫時休憩といたします。

—— 午後 2時32分 休憩 ——

—— 午後 2時33分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

#### 日程の追加 議長発議

●**山中議長(山中康樹)** 再開をいたします。先ほど、議会広報特別委員会の委員6名全員から、また浜田作木線改良促進特別委員会の委員6名全員から、また議会改革特別委員会の委員7名全員から、口頭をもって委員を辞任したいとの申し出がありました。ここでお諮りをいたします。議会広報特別委員会委員の辞任の件を追加日程第6として、また、浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件を追加日程第7として、また、議会改革特別委員会委員の辞任の件を追加日程第8として、日程に追加し、議題にいたしたいと思えます。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。したがって、議会広報特別委員会委員の辞任の件を追加日程第6として、また、浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件を追加日程第7として、また、議会改革特別委員会委員の辞任の件を追加日程第8として、日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第6 議会広報特別委員会委員の辞任の件

●**山中議長(山中康樹)** 追加日程第6、議会広報特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、大和議員、瀧田議員、平野議員、和田議員、亀山議員、清水議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(議会広報特別委員会委員、全員退場)

●**山中議長(山中康樹)** 本日、大和議員、瀧田議員、平野議員、和田議員、亀山議員、清水議員から議会広報特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りをいたします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。したがって、大和議員、瀧田議員、平野議員、和田議員、亀山議員、清水議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。ここで、退席されております6名の議員の除斥を解きます。

(除斥議員入場)

●**山中議長(山中康樹)** 大和議員、瀧田議員、平野議員、和田議員、亀山議員、清水議員にお知らせをいたします。提出されておりました議会広報特別委員会委員の辞任は許可されましたのでお伝えをいたします。

—— 午後 2時38分 休憩 ——

—— 午後 2時43分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第7 浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件

●**山中議長(山中康樹)** 再開をいたします。追加日程第7、浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、瀧田議員、中村議員、日野原議員、石橋議員、三上議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。私も除斥に該当するため退席をいたしますので、議事進行を年長議員清水議員をお願いをいたします。

(議長、退場)

(清水議員、議長席へ登壇)

(浜田作木線改良促進特別委員会委員、全員退場)

●**清水臨時議長(清水優文)** 本日、瀧田議員、中村議員、日野原議員、石橋議員、三上議員、山中議員から浜田作木線改良促進特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りをいたします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**清水臨時議長(清水優文)** 異議なしと認めます。したがって、瀧田議員、中村議員、日野原議員、石橋議員、三上議員、山中議員の浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。ここで、退席されております6名の議員の除斥を解きます。

(除斥議員入場)

●**清水臨時議長(清水優文)** 瀧田議員、中村議員、日野原議員、石橋議員、三上議員、山中議員にお知らせをいたします。提出されておりました浜田作木線改良促進特別委員会委員の辞任は許可されましたのでお伝えをいたします。私の議事進行はここで終えさせていただきます、議長と交代いたします。

(清水議員、退席)

(議長、議長席へ登壇)

~~~~~○~~~~~

## 追加日程第8 議会改革特別委員会委員の辞任の件

●**山中議長(山中康樹)** 追加日程第8、議会改革特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、大和議員、平野議員、漆谷議員、中村議員、辰田議員、亀山議員、石橋議員は除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(議会改革特別委員会委員、全員退場)

●**山中議長(山中康樹)** 本日、大和議員、平野議員、漆谷議員、中村議員、辰田議員、亀山議員、石橋議員から議会改革特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。お諮りをいたします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。したがって、大和議員、平野議員、漆谷議員、中村議員、辰田議員、亀山議員、石橋議員の議会改革特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。ここで、退席されております7名の議員の除斥を解きます。

(除斥議員入場)

●**山中議長(山中康樹)** 大和議員、平野議員、漆谷議員、中村議員、辰田議員、亀山議員、石橋議員にお知らせをいたします。提出されておりました議会改革特別委員会委員の辞任は許可されましたのでお伝えをいたします。ここで暫時休憩とさせていただきます。議員懇談会を第2委員会室で午後3時10分より行いますのでよろしくお願いいたします。

—— 午後 3時00分 休憩 ——

—— 午後 4時55分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

### 会議時間の延長

●**山中議長(山中康樹)** 再開をいたします。お諮りいたします。本日の会議時間は、議案の審議のため、あらかじめこれを延長したいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。本日の会議時間は延長することに決定をいたしました。暫時休憩をお願いします。

—— 午後 4時58分 休憩 ——

—— 午後 5時 5分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

### 日程の追加 議長発議

●**山中議長(山中康樹)** 再開をいたします。お諮りをいたします。常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期が、本日5月8日をもって満了となります。常任委員会委員の選任を追加日程第9、常任委員会の委員長、副委員長の互選を追加日程第10として、議会運営委員会委員の選任を追加日程第11、議会運営委員会の委員長、副委員長の互選を追加日程第12として、また特別委員会委員の辞任に伴います、特別委員会委員の選任を追加日程第13、特別委員会委員長、副委員長の互選を追加日程第14として、また邑智郡総合事務組合議会議員、邑智郡公立病院組合議会議員、江津邑智消防組合議会議員の辞職願いが、各組合において受理されたことに伴い、各組合で欠員となった議会議員選挙を追加日程第15から第17として、議題にいたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員の選任を追加日程第9、常任委員会委員長、副委員長の互選を追加日程第10、議会運営委員会委員の選任を追加日程第11、議会運営委員会の委員長、副委員長の互選を追加日程第12、特別委員会委員の選任を追加日程第13、特別委員会委員長、副委員長の互選を追加日程第14、邑智郡総合事務組合議会議員の選挙を追加日程第15、邑智郡公立病院組合議会議員の選挙を追加日程第16、江津邑智消防組合議会議員の選挙を追加日程第17として議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第9 常任委員会委員の選任

●**山中議長(山中康樹)** 追加日程第9、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りをいたします。常任委員会委員の選任につきましては、邑南町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、お手元に配布いたしております名簿のとおり指名をい

たしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員の選任につきましては、お手元に配布しております名簿のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第10 常任委員会委員長、副委員長の互選

●山中議長(山中康樹) 追加日程第10、常任委員会委員長、副委員長の互選を議題といたします。常任委員会委員の委員長、副委員長を邑南町議会委員会条例第8条第2項及び第9条の規定により互選をしていただき、決定次第、ご報告いたします。各常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告をいたします。各常任委員会の委員長及び副委員長は、お手元に配布いたしました名簿のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第11 議会運営委員会委員の選任

●山中議長(山中康樹) 追加日程第11、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りをいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、邑南町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、お手元に配布いたしております名簿のとおり指名をいたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員の選任につきましては、お手元に配布しております名簿のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第12 議会運営委員会委員長、副委員長の互選

●山中議長(山中康樹) 追加日程第12、議会運営委員会委員長、副委員長の互選を議題といたします。議会運営委員会委員の委員長、副委員長を邑南町議会委員会条例第8条第2項及び第9条の規定により互選をしていただき、決定次第、ご報告いたします。ここで

暫時休憩とさせていただきます。そのままお待ちください。

—— 午後 5時10分 休憩 ——

(議会運営委員会正副委員長名簿、特別委員会委員名簿を配布)

—— 午後 5時11分 再開 ——

●**山中議長(山中康樹)** 再開をいたします。議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告をいたします。議会運営委員会の委員長及び副委員長は、お手元に配布いたしました名簿のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第13 特別委員会委員の選任

●**山中議長(山中康樹)** 追加日程第13、特別委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りをいたします。特別委員会委員の選任につきましては、邑南町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、お手元に配布いたしております名簿のとおり指名をいたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。したがって、特別委員会委員の選任につきましては、お手元に配布しております名簿のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第14 特別委員会委員長、副委員長の互選

●**山中議長(山中康樹)** 追加日程第14、特別委員会委員長、副委員長の互選を議題といたします。特別委員会委員の委員長、副委員長を邑南町議会委員会条例第8条第2項及び第9条の規定により互選をしていただき、決定次第、ご報告願います。ここで暫時休憩とさせていただきます。そのままお待ちください。

—— 午後 5時12分 休憩 ——

(特別委員会正副委員長名簿、一部事務組合議会議員の選挙を配布)

—— 午後 5時13分 再開 ——

●**山中議長(山中康樹)** 再開をいたします。各特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告をいたします。各特別委員会の委員長及び副委員長は、お手元に配布をいたしました名簿のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第15 邑智郡総合事務組合議会議員の選挙

●**山中議長(山中康樹)** 追加日程第15、邑智郡総合事務組合議会議員の選挙を行います。お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選により行いたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。したがって、議長が指名をすることに決定をいたしました。それでは、指名をさせていただきます。邑智郡総合事務組合議会議員に、和田議員、漆谷議員、中村議員、山中議員を指名いたします。お諮りをいたします。ただいま指名いたしました4名の議員を邑智郡総合事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました、和田議員、漆谷議員、中村議員、山中議員が邑智郡総合事務組合議会議員に当選されました。ただいま、邑智郡総合事務組合議会議員に当選をされました4名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたし

ます。



### 追加日程第16 邑智郡公立病院組合議会議員の選挙

●山中議長(山中康樹) 追加日程第16、邑智郡公立病院組合議会議員の選挙を行います。お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選により行いたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名をすることに決定をいたしました。それでは、指名をさせていただきます。邑智郡公立病院組合議会議員に、瀧田議員、平野議員、辰田議員、石橋議員、山中議員を指名いたします。お諮りをいたします。ただいま指名いたしました5名の議員を邑智郡公立病院組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました、瀧田議員、平野議員、辰田議員、石橋議員、山中議員が邑智郡公立病院組合議会議員に当選されました。ただいま、邑智郡公立病院組合議会議員に当選をされました5名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。



### 追加日程第17 江津邑智消防組合議会議員の選挙

●山中議長(山中康樹) 追加日程第17、江津邑智消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選により行いたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。それでは、指名をさせていただきます。江津邑智消防組合議会議員に、三上議員、山中議員を指名いたします。お諮りをいたします。ただいま指名いたしました2名の議員を江津邑智消防組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました、三上議員、山中議員が江津邑智消防組合議会議員に当選されました。ただいま、江津邑智消防組合議会議員に当選をされました2名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をさせていただきます。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午後5時25分とさせていただきます。

—— 午後 5時20分 休憩 ——

(執行部着席)

—— 午後 5時25分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

●山中議長(山中康樹) それでは、再開をいたします。執行部の皆様方には、ただいま議長選挙におきまして議会各位のご推挙をいただきまして再度議長に就任をさせていただきました山中でございます。今後2年間邑南町民のために執行部とは是々非々の立場により

ましてしっかりと議論をし、活性化をするように頑張りたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。



## 閉会宣告

●山中議長(山中康樹) 以上で、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、これをもって、本臨時会を閉会といたしたいと思ひますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会を閉会することに決定をいたしました。これをもちまして、令和元年第1回邑南町議会臨時会を閉会といたします。お疲れ様でございました。

—— 午後 5時26分 閉会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員